〇羽幌町環境保全条例 平成18年3月23日条例第5号 羽幌町環境保全条例

前文

私たちのまち羽幌は、秀峰ピッシリをいただき、緑あふれ みのり多い山野と豊かな海、国定公園に指定されている天売・焼尻の両島を抱え、この豊かな自然の恵みのもとで生活を営み、個性ある文化を育んできました。しかし、私たちの生活に物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で資源やエネルギーの大量消費を伴い、また大量の廃棄物を生むなど環境への負荷を増大させている。そして、その影響は単に地域の環境だけではなく、地球全体へと広がつている。私たちには、健康で文化的な生活を営むため、豊かで質の高い環境の恵みを享受する権利があるとともに、良好な環境を保全し、活用し、未来へ引き継ぐ責任と義務がある。そのため、私たち自身が生態系の一部であることを自覚し、環境への負荷を発生させながら生活していることを認識しつつ、人と自然との共生を目指し、持続可能な循環型の社会を築いていく必要がある。ここに、私たちは、今後も豊かな自然環境とともに暮らしていくことができるよう、自然の仕組みを再認識し、環境に配慮したまちづくりを積極的に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、豊かで質の高い環境の保全・活用・継承(以下「環境の保全等」という。)についての基本的な考え方を定め、住民・事業者・団体・観光客・町(以下「住民等」という。)それぞれの責任と義務を明らかにするとともに、環境の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的・計画的に推進し、町民が豊かで質の高い環境の恵みを享受するとともに後代に伝え続けることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が 生ずることをいう。
- (3) 豊かで質の高い環境 公害の防止、自然環境の保全はもとより、生態系が保全され、かつ清浄な水や大気、身近な緑や自然・動植物との豊かなふれあいが確保され、歴史的・自然的遺産や景観が適正に保全されている状態をいう。
- (4) 保全・活用・継承 祖先から受け継いだ自然を大切にし、汚さないように守り育てること、自然を活かしたまちづくりをすすめること、及び自然を次の世代へより良い自然として引き継ぐことをいう。

(基本的な考え方)

第3条 環境の保全等は、現在と未来の町民が豊かで質の高い環境の恵みを享受できるとともに、そのような環境が将来にわたつて確保されるよう、適切に推進されなければならない。

- 2 住民等は、それぞれが責任と義務を自覚し、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向けた活動について、自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境の保全の上に成り立つものであるため、住民等の各主体によつて自らの地域 の問題として捉えられ、それぞれの日常生活や事業活動を通じて積極的に推進しなければならない。

(住民の役割)

第4条 住民は、環境への負荷の減少に努めるとともに、環境まちづくりへの積極的な関与など、様々な活動に取り組み、次の各号に定める役割を果たすべきものとする。

- (1) ライフスタイルを見直し、日常生活の中で省エネルギーやごみの減量など環境への負荷の低減に努める。
- (2) 身近な自然・動植物の保全活動や環境まちづくりなど、様々な面で環境の保全等に主体的に取り組む。
- (3) 環境の分野で自主的に活動している住民団体・各種団体等の取り組みに積極的に参加する。
- (4) その他、様々な活動を通じて、環境の保全等に取り組む。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、持続可能な社会の実現のため、事業活動の発展と環境の保全等との両立をめざすため、次の 各号に定める役割を果たすべきものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、公害の防止、循環型社会の形成、エネルギーの有効利用、産業廃棄物の発生抑制等、環境に配慮した事業をすすめる。
- (2) 分野を問わず新たな事業を行う際には、環境に配慮する。
- (3) 地域の環境活動への参加・支援などに自主的に取り組む。
- (4) 消費者である住民や団体、観光客、町と協働し、地域の環境への取り組みに積極的に貢献する。 (町の役割)

第6条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、次の各 号に定める役割を果たすべきものとする。

- (1) より効果的な取り組みとなるよう、主体間の取り組みを調整する。
- (2) 住民等が取り組みに参加しやすい仕組みや支援制度等の整備を行う。
- (3) 適宜、環境教育を実施する。

- (4) 国、北海道や近隣市町村等との共同の取り組みを行う。
- (5) その他、環境関連施策を実施する。

(観光客の役割)

第7条 豊かな自然を体感し享受することを目的として羽幌町を来訪する観光客は、羽幌町の地域社会の一構成員としての自覚と責任を持ち、自然環境に対して、生態系の自然特性を変化させないような方法で、これを持続的に利用するべきものとする。

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定めた基本的な考え方に基づき、各主体が環境の保全等を行うことが出来るよう、施策の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 自然のしくみを再認識し、環境に配慮した生活を自ら考え、行動し、創り出すことのできる住民育成に関する事項
- (2) 自然に学び自然のしくみを再認識し自然とともに暮らす地域づくりに関する事項
- (3) 事業活動の発展と環境の保全等に関する事項
- (4) ライフスタイルの見直しに関する事項
- (5) 町が行う事業に関する事項
- (6) 観光客に関する事項
- 3 町長は、基本方針を定めたときは遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。 (規制の措置等)

第10条 町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の 措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、町は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に関して支障を及ぼすおそれのある行為を行おうとする者に対し、指導、助言、要請等を行うことができる。

(環境教育等の推進)

第11条 町は、住民等が環境の保全等について理解を深めるために、政府の定める環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針に基づき、それぞれの理解に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、住民等が、環境の保全等についての学習活動を自発的に行うことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境に関する情報の提供)

第12条 町は、住民等の環境の保全等に関する活動の円滑な実施を促進するため、環境に関する情報を提供するよう必要な施策を講ずるものとする。

(住民等の活動への支援)

第13条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全等に関する事業や活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(国、北海道、他の市町村等との協力)

第14条 町は、環境の保全等のために必要な広域的取り組みについて、国、他の公共団体、民間団体、国際機関 等と協力して推進に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。